

はじめに

福岡県は、平成 25 年 3 月福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例を制定し、県民の歯と口の健康を守るための責務や行うべきことを明らかにしました。

県民が生涯にわたり、健康で質の高い生活を営む上で、歯科口腔の健康は最も基礎的かつ重要な役割を持つことは言うまでもありません。特に、学齢期にある児童のむし歯予防は、将来の歯の健康づくりの土台となるだけでなく、児童自らの健康を自分で守ることを身に付けさせることにもつながります。

このことを踏まえ、このたび、学齢期の児童のむし歯予防のための取組として、科学的な根拠に基づく有効なむし歯予防法である「フッ化物洗口」を小中学校などで実施する際の実用的なマニュアルを作成しました。

実際に各学校でフッ化物洗口を導入するに当たっては、学校において教職員の共通理解を図るとともに、保護者や地域の方への十分な説明を行い、同意を得た上で、学校歯科医や学校薬剤師の管理の下に適切に実施することが必要となります。

このマニュアルが、学校でフッ化物洗口を検討する際の資料として、また、実施する場合には、安全かつ効果的に行うための手引として活用されますことを願っております。